

○嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例

平成18年3月27日

条例第84号

改正 平成18年9月29日条例第225号

平成19年3月26日条例第14号

平成19年12月26日条例第57号

平成22年9月30日条例第17号

(題名改称)

平成24年3月28日条例第5号

平成25年3月19日条例第13号

平成26年6月27日条例第15号

平成27年7月1日条例第33号

平成28年6月28日条例第24号

(目的)

第1条 この条例は、子どもの医療費の一部をその保護者に支給することにより、その疾病の早期発見と治療を促進し、もって子どもの保健の向上と福祉の増進を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 嘉麻市の区域内に住所を有する者であって次のいずれかに該当するものをいう。

ア 6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

イ 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者

(2) 保護者 子どもの親権を行う者、後見人その他の者で子どもを現に監護するものをいう。

(3) 医療保険各法 次に掲げる法律をいう。

ア 健康保険法(大正11年法律第70号)

- イ 船員保険法(昭和14年法律第73号)
- ウ 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)
- エ 国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号)
- オ 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)
- カ 地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)

(4) 医療保険各法の保険者 医療保険各法の規定により医療に関する給付を行う次に掲げる者をいう。

ア 全国健康保険協会

イ 健康保険組合

ウ 市町村

エ 国民健康保険組合

オ 共済組合

カ 日本私立学校振興・共済事業団

(一部改正〔平成22年条例17号・24年5号・25年13号・26年15号・27年33号〕)

(対象者)

第3条 この条例に基づく子ども医療費の支給対象者(以下「対象者」という。)は、子どもの保護者であって次の要件を満たすものとする。

(1) 嘉麻市の区域内に住所を有する者であること。

(2) 医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者又は被扶養者であること。

2 前項の規定にかかわらず、子どもが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該保護者は、対象者から除くものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)により保護を受けている者

(2) 嘉麻市ひとり親家庭等医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第86号)に基づくひとり親家庭等医療費の支給対象者

(3) 嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第96号)に基づく重度障がい者医療費の支給対象者

(全部改正〔平成22年条例17号〕、一部改正〔平成28年条例24号〕)

(子ども医療費の支給)

第4条 市は、子どもの疾病又は負傷について、医療保険各法の規定による医療に関する給付が行われた場合において、当該医療に要する費用(以下「医療費」という。)のうち、医療保険各法の保険者が負担すべき額(医療保険各法以外の法令等により国又は地方公共団体が別に負担する額がある場合は、これを加えて得た額)が当該医療費の額に満たないときは、当該子どもの保護者に対し、その満たない額に相当する額(食事療養標準負担額は、含まない。以下「自己負担分相当額」という。)を子ども医療費として支給する。

2 第1項の医療費の額は、健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額とする。ただし、現に要した費用の額を超えることができない。

(追加〔平成22年条例17号〕、一部改正〔平成25年条例13号・26年15号・27年33号〕)

(受給申請及び資格認定)

第5条 子ども医療費の支給を受けようとする者は、規則の定めるところにより、あらかじめ、市長に対し申請をしなければならない。

2 市長は、前項の申請に基づき、子ども医療費に係る受給資格の認定を行うものとする。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(子ども医療証の交付)

第6条 市長は、前条の規定により、受給資格の認定を受けた者(以下「受給資格者」という。)に対し、規則の定めるところにより、子ども医療証を交付するものとする。

2 市長は、医療保険各法の保険者が負担すべき額とこの条例による子ども医療費が重複して支給されるおそれがあるときは、前項の規定にかかわらず、子ども医療証を交付しないものとする。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(子ども医療証の提出)

第7条 受給資格者は、子どもが規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーション(以下「保険医療機関等」という。)において医療を受けようとするときは、当該保険医療機関等に子ども医療証を提出するものとする。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(支給の方法)

第8条 市長は、子ども医療費として支給すべき費用を保険医療機関等の請求に基づき、受給資格者に代わり、当該保険医療機関等に支払うものとする。

2 前項の規定による支払があったときは、受給資格者に対し、子ども医療費の支給があったものとみなす。

3 市長は、子どもが受けた医療について、医療保険各法による療養費の支給がなされたときその他市長が第1項の方法により難しいと認めたときは、同項の規定にかかわらず、受給資格者に対し、子ども医療費を支給することができる。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(届出義務)

第9条 受給資格者は、当該受給資格者又はその子どもについて住所、氏名その他の規則で定める事項に変更があったときは、速やかに、市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(損害賠償との調整)

第10条 市長は、子どもが疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、受給資格者に対し、その価額の限度において、子ども医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給した子ども医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(不正利得の返還)

第11条 市長は、偽りその他不正な手段により、子ども医療費の支給を受けた者があるときは、その者からその支給を受けた額に相当する額の全部又は一部を返還させることができる。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(報告等)

第12条 市長は、子ども医療費の支給に関し、必要があると認めるときは、受給資格者その他の関係者に対し、必要な事項の報告、文書の提出若しくは文書の提示を求め、又は当該職員に質問若しくは照会をさせることができる。

(追加〔平成22年条例17号〕)

(受給権の保護)

第13条 子ども医療費の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

(委任)

第14条 この条例の施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

(一部改正〔平成22年条例17号〕)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までに、合併前の山田市乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年山田市条例第26号)、稲築町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年稲築町条例第20号)、碓井町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年碓井町条例第18号)又は嘉穂町乳幼児医療費の支給に関する条例(昭和49年嘉穂町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

3 施行日の前日までに、合併前の条例の規定により受給資格者の認定を受けている者は、この条例の相当規定により受給資格者の認定を受けている者とみなす。

附 則(平成18年9月29日条例第225号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項の改正規定のうち「ただし、」の次に「乳幼児のうち3歳に達する日の属する月の末日を経過したものにあつては、」を加える部分については、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年3月26日条例第14号)

この条例は、平成19年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成19年12月26日条例第57号)

この条例は、平成20年4月1日から施行し、同日以後に受ける医療費から適用する。

附 則(平成22年9月30日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

3 この条例の施行の際現に改正前の嘉麻市乳幼児医療費の支給に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第4条第1項の規定によりなされた申請は、改正後の条例第5条第1項の規定によりなされた申請とみなす。

4 施行日前に改正前の条例第5条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

(準備行為)

5 市長は、施行日前においても、改正後の条例第5条第2項の規定による受給資格の認定等の事務に必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月19日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成26年6月27日条例第15号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(以下「改正後の条例」という。)の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。
- 3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証は、改正後の条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、改正後の条例の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

(嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例の一部改正)

- 5 嘉麻市重度障がい者医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第96号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成27年7月1日条例第33号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第8項から第10項までの規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証は、改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例第6条第1項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

8 市長は、施行日前においても、改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成28年6月28日条例第24号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年10月1日から施行する。



○嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則

平成18年3月27日

規則第72号

改正 平成19年3月26日規則第12号

平成19年12月26日規則第44号

平成22年12月28日規則第29号

(題名改称)

平成25年3月25日規則第8号

平成26年6月27日規則第13号

平成27年7月1日規則第37号

平成28年7月20日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例(平成18年嘉麻市条例第84号。以下「条例」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(受給資格の認定申請の手続)

第2条 条例第5条第1項の規定により、子ども医療費の支給を受けようとする者は、あらかじめ、子ども医療費受給資格認定申請書に次に掲げる書類を添え、これを市長に提出しなければならない。ただし、市長が添付書類により証明すべき事実関係を公簿等によって確認することができるときは、当該書類を省略することができる。

(1) 条例第2条第3号の医療保険各法の規定による被保険者証、組合員証又は加入者証(以下「被保険者証等」という。)

(2) 3歳に達する日の属する月の翌月の初日から12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもにあっては、条例第2条第2号に規定する保護者の前年の所得(1月から9月までの間に受ける医療に係る医療費については、前々年の所得とする。)の状況を証明する書類

(一部改正〔平成22年規則29号・28年28号〕)

(医療証の交付及び未交付の通知)

第3条 条例第6条第1項の規定による子ども医療証(以下「医療証」という。)の交付は、市長が同項の受給資格者に対して医療証の交付の可否を子どもごとに審査したうえ、行うものとする。

2 市長は、条例第6条第2項の規定により医療証を交付しないものと決定したときは、その理由を付して、当該受給資格者に対し通知するものとする。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(医療証の有効期限等)

第4条 医療証の有効期限は、次のとおりとする。

(1) 条例第2条第1号アに掲げる子どもの医療証 出生日から6歳に達する日以後の最初の3月31日まで

(2) 条例第2条第1号イに掲げる子どもの医療証 6歳に達する日以後の最初の4月1日から15歳に達する日以後の最初の3月31日まで

2 受給資格者は、医療証の有効期限が過ぎたときは、当該医療証を速やかに市長に返還しなければならない。

(一部改正〔平成19年規則12号・44号・22年29号・25年8号・26年13号・27年37号〕)

(医療証の再交付)

第5条 受給資格者は、医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書を市長に提出し、医療証の再交付を受けることができる。

2 医療証を破り、又は汚した場合における前項の申請書には、その医療証を添えなければならない。

3 受給資格者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに、市長に返還しなければならない。

(保険医療機関等)

第6条 条例第7条に規定する規則で定める病院、診療所、薬局及び訪問看護ステーションは、健康保険法(大正11年法律第70号)第63条第3項第1号の保険医療機関及び保険薬局、同法第88条第1項の指定訪問看護事業者が運営する訪問看護ステーションその他市長の定める病院、診療所又は薬局(以下「保険医療機関等」という。)とする。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(子ども医療費・子ども訪問看護療養費の請求)

第7条 保険医療機関等は、条例第8条第1項の規定により、子ども医療費又は子ども訪問看護療養費の支払を市長に請求しようとするときは、子ども医療費請求書及び子ども訪問看護療養費請求書を市長に提出しなければならない。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(子ども医療費の支給申請)

第8条 受給資格者は、条例第8条第3項の規定により子ども医療費の支給を受けようとするときは、必要な証拠書類を添えて、子ども医療費支給申請書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、子どもが嘉麻市国民健康保険の被保険者であって、当該子どもに係る子ども医療費の額を公簿等によって確認できるときは、前項の証拠書類の提出を省略させることができる。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(子ども医療費に関する決定の通知)

第9条 市長は、前条第1項の申請書が提出された場合において、子ども医療費の支給に関する決定をしたときは、文書をもってその内容を申請者に通知するものとする。この場合において、子ども医療費の全部又は一部につき不支給の決定をしたときは、その理由を付記するものとする。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

(届出)

第10条 条例第9条に規定する規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもの住所及び氏名
- (2) 子どもの世帯主又は子どもが加入している医療保険の被保険者、組合員若しくは加入者(以下「被保険者等」という。)の住所及び氏名
- (3) 受給資格者の住所及び氏名(受給資格者が被保険者等でない場合のみ)
- (4) 子どもの死亡
- (5) 子どもの被保険者等
- (6) 子どもの被保険者等に係る保険者
- (7) その他市長が必要と認める事項

- 2 受給資格者は、条例第9条の規定により届出をしようとするときは、子ども医療変更届に医療証を添え、これを市長に提出しなければならない。
- 3 受給資格者は、条例第2条第2号に規定する保護者の要件に該当しなくなったとき又は子どもが条例第3条第2項に規定する者のいずれかに該当することとなったときは、子ども医療費受給資格喪失届に医療証を添えて、これを市長に提出しなければならない。
- 4 受給資格者は、子ども医療費の支給理由が第三者の行為によって生じたものであるときは、その旨を直ちに市長に届け出なければならない。

(一部改正〔平成22年規則29号・25年8号〕)

(様式)

第11条 この規則の施行に関し必要な書類の様式は、次のとおりとする。

- (1) 子ども医療費受給資格認定申請書兼台帳 様式第1号
- (2) 子ども医療証(条例第2条第1号アに掲げる子ども用) 様式第2号
- (3) 子ども医療証(条例第2条第1号イに掲げる子ども用) 様式第3号
- (4) 子ども医療証再交付申請書 様式第4号
- (5) 子ども医療費支給申請書 様式第8号
- (6) 子ども医療変更届 様式第9号
- (7) 子ども医療費受給資格喪失届 様式第10号

(全部改正〔平成22年規則29号〕、一部改正〔平成25年規則8号・26年13号・27年37号〕)

(補則)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成22年規則29号〕)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年3月27日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の山田市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年山田市規則第19号)、稲築町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年稲築町規則第11号)、碓井町乳幼児医療

費の支給に関する条例施行規則(昭和49年碓井町規則第5号)又は嘉穂町乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(昭和49年嘉穂町規則第6号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成19年3月26日規則第12号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年12月26日規則第44号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年12月28日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

3 この規則の施行の際現に改正前の嘉麻市乳幼児医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第2条の規定により提出された申請書は、改正後の規則第2条の規定により提出された申請書とみなす。

4 施行日前に改正前の規則第3条第1項の規定により交付された医療証は、改正後の規則第3条第1項の規定により交付された医療証とみなす。

附 則(平成25年3月25日規則第8号)

(施行期日)

1 この規則は、平成25年7月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療に係る医療費から適用する。

- 3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第11条第3号の規定により交付された子ども医療証は、改正後の条例施行規則第11条第3項の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、改正後の規則の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成26年6月27日規則第13号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療費から適用する。

- 3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第11条第2号及び第3号の規定により交付された子ども医療証は、改正後の条例施行規則第11条第2号及び第3号の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

- 4 市長は、施行日前においても、改正後の規則の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成27年7月1日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、前項本文の規定による施行の日(以下「施行日」という。)以後に受ける医療費から適用する。

3 施行日前に改正前の嘉麻市子ども医療費の支給に関する条例施行規則第11条第3号の規定により交付された子ども医療証は、改正後の条例施行規則第11条第3号の規定により交付された子ども医療証とみなす。

(準備行為)

4 市長は、施行日前においても、改正後の規則の規定に基づく子ども医療費の支給に係る受給資格の認定、子ども医療証の交付その他必要な準備行為を行うことができる。

附 則(平成28年7月20日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。